入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和7年10月23日

分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署長 佐野 由輝

1 工事概要等

- (1) 工事名 丸瀬布大型車庫 A 棟及び物品倉庫解体撤去工事(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 紋別郡遠軽町丸瀬布水谷町68-1
- (3) 工事内容 建物の解体撤去 (仕様書等のとおり)
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで
- (5) 本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、別添「紙入札方式参加承諾願」により発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- 2 競争参加資格
- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意 を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、業種区分が「建築一式工事」又は「土木一式工事」のD等級又はC等級、もしくは解体工事の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員

に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。)。なお、当該実績が森林管理局長等(林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。)が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績評定表の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事:北海道内において建築一式工事(解体工事含む)又は土木一式工事の 施工実績を有する者。

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づき当該工事に配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事については、専任の義務は有しない。
 - ア 主任技術者にあっては、2級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれと同等の以上の資格を有する者であること。監理技術者にあっては、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- (ア) 主任技術者にあっては、1級建築士又は2級建築士の資格を有する者であること。
- (イ) 監理技術者にあっては、1級建築士の資格を有する者であること。
- イ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、 上記アに定める資格のうち1級以上の国家資格を有する者であって、かつ監理技 術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者である こと。
- ウ 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間に(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。

- エ 配置予定技術者については、資料提出目前に3ヶ月以上継続雇用している者であること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林 管理局長から工事請負契約指名停止等措置要領(昭和59年6月11日付け59林野経 第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 北海道森林管理局管内の森林管理(支)署長が発注した同種工事で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。(工事成績評定を実施した工事である場合)
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。入札説明書参照)。

- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内(北海道内) に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合 は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内である こと。
- (11) 以下の届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法 (大正 11 年法律第70号) 第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 3 競争参加資格の確認等
- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
 - ア 提出期間:令和7年10月24日から令和7年11月7日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から17時(12時から13時までを除く。)まで。

また、申請書及び資料については、提出期間の中で極力早めに提出願います。

イ 提出場所:〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北4丁目1番地1

網走西部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

電話:0158-42-2165

メールアドレス: h abashiriseibu@maff.go.jp

- ウ そ の 他:電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。 ただし、承諾を得て紙入札による場合はイの場所に持参すること。
- (3) 申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること。
- (4) (2)のアに規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。
- 4 入札手続等
- (1) 担当部局

〒099-0404 紋別郡遠軽町大通北4丁目1番地1 網走西部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

電話:0158-42-2165

メールアドレス: h_abashiriseibu@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間:令和7年10月23日から令和7年11月24日まで(休日を除く。) の9時から17時まで(12時から13時までを除く。)。ただし、休 日を除く。

イ 方法:原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。 https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/ippan.html

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和7年11月19日 10時00分 入札締切日時 令和7年11月25日 11時30分

- イ 紙入札方式により持参する場合は、令和7年11月25日11時30分までに 網走西部森林管理署入札室へ持参の上、入札すること。
- ウ 開札は、令和7年11月25日11時30分に網走西部森林管理署において行う。
- エ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金 納付。納付額は、請負代金額の10分の1以上とする。 (保管金の取扱店 日本銀行北見代理店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

- A 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)
- B 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。) の保証(取扱官庁網走西部森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、電子証書等(電磁的記録により発行された保証証書等をいう。)を利用する際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内 訳書(様式自由)を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、 入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳 書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

- ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載を した者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決 定を取り消す。

- ウ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であって も、開札の時において上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者 に該当する。
- エ 上記アの場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に 基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の 喚起を行うことがある。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第 79 条の規定 に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札 価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められると き、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ があって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格 をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするこ とがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS (一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札 の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなけれ ばならない。

(10) 資料の内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施 の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、 その詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務) (平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知)による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条に則り、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方及び働きかけの内容)を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働

きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査 基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれ のある依頼又は情報聴取
- (13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所:北海道森林管理局 > 公売・入札情報 > 競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等 > 資料7:北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページをご覧下さい。

(http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html)